

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及び標準信書便約款の制定案の概要

1 改正及び制定の背景

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第38号）の施行に伴い、一般信書便の料金の届出手続が緩和され、特定信書便役務の料金の要件（3号役務）が「八百円」を下回らない範囲内で総務省令で定めるものとされるとともに、特定信書便事業者に係る標準信書便約款の制度が創設等されることから、関係省令等の規定の整備を行う必要がある。

2 改正及び制定の概要

- (1) 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）の改正
特定信書便役務（3号役務）の料金の要件を「八百円」に改正するとともに、所要の規定の整備を行う。
- (2) 特定信書便事業者の標準信書便約款（告示）を制定する。

3 施行期日

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成27年12月1日予定）